

◇ 国「子ども・子育て会議(第8回)」(11月25日)の開催について◇

◇ 11月25日子ども・子育て会議(第8回)が13:30~14:45、引き続き子ども・子育て会議基準検討部会(第8回)が15:00~17:00に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)保育の必要性の認定について (2)共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について (3)確認制度について (4)幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の審議の経過について(報告) (5)その他

〈ポイント〉

- 「長時間」「短時間」の区分について「保育必要量のイメージ」が示され審議が行われた。
- 保育の必要性の認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1か月当たり48時間以上とすることを基本とする提案がなされ審議が行われた。

※以下敬称略

- ・無藤部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告されました。併せて議事進行について説明され協議に移りました。

(1) 保育の必要性の認定について、(2) 共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について

- ・事務局より資料1「保育の必要性の認定について」と併せて資料2「共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について」説明が行われ、協議に入った。

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員)お示し頂いた「保育必要量のイメージ」についての考え方は基本にご提案のように進めて頂きたい。※資料1「保育必要量のイメージ」については下記枠内参照。

〈委員の主な意見概要〉

- 地方によっては需給調整により認定こども園への移行が妨げられるのではないかと危惧されている地域もある。単なる需給調整では妨げられないことを確認したい。

(「長時間」・「短時間」の区分について)

- 今回の「長時間・短時間」の提案は良いのではないかと思う。現実に運用・経営ができるのかこれからの公定価格の在り方を含めて検討が求められる。
- 今回の「長時間・短時間」の提案は一定指示できるのではないか。日曜日の延長保育とは何か、また土曜日の保育については学級編成はなくてよいのか、ご説明をお願いしたい。保育所等で1号認定の子どもはそれ以上の時間も利用できる一方、幼稚園で2号認定の子どもが利用する場合は利用できる時間に限りがある点についてご説明頂きたい。
- 保育時間は8時間という規定を守って頂きたい。今回の提案は11時間保育にするということと同様の内容である。下限48時間以上について実態を根拠にしていることはわかるが、それを日本の今後のスタンダードにしていくことはいかがか。対応方針に低所得者に対する優先配慮を設定して頂きたい。小学校入学前の学校教育の希望をしっかりとみ取れるニーズ調査項目にする必要がある。
- 保育の必要量のイメージについて、11時間というのは就労の実態からやむを得ない。労働基準法とセットで変えていけるのであれば理解できるが、それが難しい現状からはこうした考え方ではないか。48時間の下限設定についても経過措置を含めて良いのではないか。

(「保育短時間」の下限について)

- 仮に保育短時間の利用が、保育サービスの乱用に繋がるような懸念があるとすれば、子どもの成育の観点からも課題があるのではないか。介護の場合は同じ要介護度であっても利用料はサービスの量に連動させるしくみになっているが、保育もそうした形にしていく必要があるのではないか。認定について例えば土曜日については延長保育ということで利用料の上乗せ方式をしていくという利用形態も、土曜日に就労している方とは別であっても良いのではないか。

- 就労時間の下限について48時間以上とする上で10年の経過措置を設ける点については指示したい。待機児童の定義について、市区町村により差があるのは問題があるという声もある中で、自治体が保育に対して責任を持って取り組むものであることから、保育の必要性の認定については可能な限り明確化した提案が出されている。子ども・子育て会議に明確に示し説明責任を図っていくことが重要であり、ご提案の内容を意味があるように努力していきたい。
- 1号認定で、さらに預かり保育が必要な場合は利用できるようにした提案でお願いしたい。

：以下の枠内は、同資料1の抜粋、引用。下線は前回からの修正部分。

＜論点①＞「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。

【対応方針】

- これまで、保育認定に関する区分として記載していた「長時間(利用)」、「短時間(利用)」については、それぞれ「保育標準時間(利用)」、「保育短時間(利用)」とした上で、教育標準時間認定(標準時間(利用))を「教育標準時間(利用)」とする
 - 両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、「保育標準利用」とすることを基本とする。その際、「保育標準時間」の就労時間の下限については、1週当たり30時間程度とすることを基本としてはどうか。
 - 「保育標準時間利用」の場合、保育の利用に当たっては、現行の保育所の開所時間(11時間)を利用可能な時間帯として、また、現行の保育所の年間開所日数(約300日)を概ね保障していくことを基本とする。
 - これを踏まえ、「保育標準時間利用」の保育必要量としては、1日当たり11時間(原則的な保育時間：8時間)の開所時間での利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均275時間(最大292時間・最低212時間)とし、「保育短時間利用」の保育必要量としては、1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均200時間(最大212時間)とすることを基本としてはどうか。
- ※延長保育事業との関係は、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理してはどうか。

[保育必要量のイメージ](月曜～土曜開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める。

【保育標準時間】

	← 11時間(利用可能な時間帯=保育必要量) →		
月曜日		原則的な保育時間(8時間)	延長保育
火曜日		原則的な保育時間(8時間)	
水曜日		原則的な保育時間(8時間)	
木曜日	延長保育	原則的な保育時間(8時間)	
金曜日		原則的な保育時間(8時間)	
土曜日		原則的な保育時間(8時間)	
日曜日		延長保育	

※1ヶ月の保育必要量の考え方
 1日11時間(8時間)×300日/12ヶ月
 =275時間(200時間)
 1日11時間×6日×31日/7(週)
 =292時間
 1日8時間×6日×31日/7(週)
 =212時間

【保育短時間】

	← 8時間(利用可能な時間帯=保育必要量) →		
月曜日		原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯	延長保育
火曜日	延	原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯	
水曜日	長	原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯	
木曜日	延長保育	原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯	
金曜日	保	原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯	
土曜日	育	原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯	
日曜日		延長保育	

＜論点②＞「保育短時間」の下限をどのように設定していくか。

【検討に当たっての視点】

- 現行の保育所の運用や一時預かり、幼稚園(教育標準時間利用)との関係を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 保護者の就労状況の実情をどのように考えるか。

- 現行の認可保育所利用世帯の保護者(母が非正規雇用)の就業状況については、就業日数に関しては1週当たり4日以上又は就業時間に関しては1日当たり4時間以上が半数近くを占めている。
- 同じく、現行の認可外保育施設利用世帯の保護者(母が非正規雇用)の就業状況については、就業日数に関しては1週当たり4日以上又は就業時間に関しては1日当たり4時間以上が多くを占めている。
- 幼稚園利用世帯の保護者の中にも一定の就労時間就労している利用者がある。
- パートタイム就労者の1ヶ月当たりの平均実労働時間(残業含む)は90.2時間、出勤日数は15.8日(厚生労働省「毎月勤労統計調査」(平成22年)より推計)
- パートタイム就労の受け皿として取り扱われている特定保育事業(1ヶ月当たり概ね64時間以上の利用※)との関係をどのように考えるか。

※保育の利用に当たっての考え方であり、実際の就労時間について、必ずしも64時間以上求めているものではない。

- 一方、就労時間に係る設定の方法について各市区町村においてバラツキが多く、
 - ・特別区その他都市部等において1ヶ月48時間以上としている市区町村も多いこと、
 - ・これらの市区町村においては、就労時間が週16時間(1ヶ月64時間換算)未満の層が、一定数、現に保育所を利用していると見込まれること、
 - ・保育短時間認定の対象として想定している非正規雇用の場合、1週当たり15時間未満の就労時間となっている層が2割近くと一定数存在することを踏まえると、「下限時間」の設定次第により、新制度の施行に伴い、地域によっては保育の必要性の認定の範囲が現在よりも狭まり、保育の利用ができなくなかなかねない点について、留意が必要ではないか。

【対応方針案】

- 新制度における保育の必要性の認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間以上とすることを基本としてはどうか。
(現行制度との関係の整理については、後述)

<論点③>現行制度等との関係をどう整理していくか。

【対応方針案】

- 現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48時間以上」以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、段階的に対応することを可能としてはどうか。
- 現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じてはどうか。

(事務局説明概要) 需給調整については、都道府県は地域・都道府県単位で必要と考えられる数までは設定するという一方で、幼保が認定こども園を希望する限りは可能とした上で、子ども・子育て会議で透明化を図り設定していくことになっている。ただ、地域によっては必ずしもそうではなく、ご指摘のように抑制するような状況もあるようなので、そうしたことがないようにしていきたい。

- ・保育短時間認定の子どもについては、保育標準時間認定を受けた子どもと教育標準時間を受けた子どもの間で考えている。開所曜日をどこにするかによるが仮に月曜日から利用する世帯が日曜日を利用するというケースは延長保育として支給するという考え方。教育標準時間を設定する場合には学級編成が必要という考え方であるのでは、通常土曜についてはその必要ではないのではないか。

先進国での8時間保育を標準としているのか否かについてはいま手元に資料はない。

資料では実際に認可保育所を利用している長さに様々な幅がある実態である。

- ・1号認定の子どもについては幼稚園で教育時間を受けている範囲で行うことが基本なのではないか。調査項目の検討段階では、どのようなサービスを希望するのかということも設定することを検討している。短時間については様々な利用形態に応えられるように公定価格の中で検討頂きたい。

(3) 確認制度について、(4) 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の審議の経過について(報告)

- ・会議時間の関係があり資料3「確認制度について」事務局より説明のみ行われた。引き続き、資料4「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の審議の経過について(報告)」について事務局より報告が行われた。

以上

◇ 国「子ども・子育て会議基準検討部会(第8回)」(11月25日)の開催について ◇

議事内容 (1) 地域型保育について (2) 地域子ども・子育て支援事業について(一時預かり事業等) (3) 公定価格について (4) その他

<ポイント>

- 地域子ども・子育て支援事業の各事業について審議が行われた。
- 「公定価格について(個別論点を中心に)」、「利用者負担について」は時間の関係から説明のみ行われた。

※以下敬称略

- ・無藤部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告されました。併せて議事進行について説明され協議に移りました。
- ・岡田内閣府副大臣より質の改善を目指し各種議論をお願いしており、公定価格についてもご協議が始まったと認識している。よろしくお願ひしたい旨挨拶がなされた。

(1) 地域型保育について (2) 地域子ども・子育て支援事業について(一時預かり事業等)

- ・事務局より資料1「地域型保育について」、資料2-1「一時預かり事業について」、2-2「病児保育事業について」、2-3「延長保育事業について」、2-4「多様な主体の参入促進事業について」、2-5「放課後児童クラブについて(これまでの議論を踏まえた方向性と積み残しの論点)」、2-6「地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と考え方について」について説明が行われ協議に入った。

<委員の主な意見概要>

(地域型保育について)

- 延長保育事業との連携ということで、延長保育後の保育について居宅訪問型保育の中で、子どもにとっての自宅で行うことが考えられる。近隣の保育園との連携関係も考慮して頂きたい。一時預かり事業については小学校3年生まで利用できるようにして頂きたい。

- 新制度において十分な質を担保して頂きつつ、利用したい方がいつでも利用できるようにして頂きたい。(家庭的保育事業について)

- 家庭的保育事業研修については保育の質を確保することが重要。ある程度自治体で柔軟に対応できるようにして頂きたい。給食については、現場の地域の実態と安全確保を含めたご検討をお願いしたい。

- 家庭的保育事業の子どもが三人いる場合の職員配置について公定価格とセットでの議論に賛成。延長保育事業について、一定の時間以上の延長保育については子どもの自宅での保育に賛成。

(居宅訪問型保育について)

- 居宅訪問型保育等について、労働基準法上の解釈をお伺いしたい。一時預かり保育事業等地域子ども・子育て支援事業については、補助金が余った場合は返却等があると参入のインセンティブが働かないのではないかと。自治体によって新規の事業者については、コンサルティングを求めるケースもあり、そうした点も新たな事業として検討できるのではないかと。病児・病後児保育についてはいつでも柔軟に利用できるようにして頂きたい。

- 居宅訪問型について「居宅」のみに限ったことから医療ケアの必要な子どもが、通学時のバスに看護師が付けられず、特別支援学校での受け入れができないというケース等の課題もあるので柔軟な形で現場にあったものにして頂きたい。働くことと、病児を見ることは両方が選択できるように社会的セーフティネットを整備する必要がある。現状の病後児保育施設も病児保育に移行できるように耐震等含めて改善して頂きたい。

(事業所内保育について)

- 事業所内保育については、都市部においては選択型、事業所数が少ない地方においては委託型にする等も検討する必要がある。

- 事業所内保育については、今後各地域の実情に合わせて柔軟にふさわしい地域枠を設定することが可能になるよう1名以上の設定にして頂きたい。

- 事業所内保育の地域枠については自治体と事業所が積極的に検討していくことが重要である。その際弾力化は重要。多様な主体の参入促進については、各市町村としてどのような取組が必要かとい

うことについては、協働して質の向上に取り組むことが重要。

- 地域に開かれた事業所内保育は必要であり、可能な限り行えるようにして頂きたい。
(一時預かり事業について)
 - 一時預かり事業について第二種社会福祉事業として位置づけをし直すことは考えられるのか。
 - 一時預かり事業の併設型についてどの程度のニーズがあるのかということ踏まえて検討して頂きたい。
(病児保育事業について)
 - 現状、ひとり親にとって何がストレスかは子どもが病気の際であり、多くの子どもが好ましくない環境で過ごさざるを得ない状況にある。全体的な補助の制度の充実が求められる。職員配置は多くが2:1の実態であること。隔離室の際は1:1の配置であること。家賃等立ち上げの費用が必要であること。病児と病後児の区別は明確でない状況の中で、病後児については看護師が対応することから医師が回診でき連携できるように改善すること。行政が調整することが重要。
 - 病児対応型の保育の場合、例えば早朝診療体制も求めていく等も必要なのではないか。
(延長保育事業について)
 - 子どもの最善の利益に立つことが明確に示され、保護者の都合が優先されるものではないことは何度も指摘しておきたい。国としてワーク・ライフ・バランスを実現することを明確にして頂きたい。延長保育については、保育所の保育時間は8時間を原則とするとなっている中で11時間保育を実際の保育として認めていくことは反対。
(放課後児童クラブについて)
 - 放課後児童クラブについては指導員の常勤化を図って頂きたい。
 - 放課後児童クラブについては、各自治体に柔軟な運用基準を求めると共に十分な財源措置をお願いしたい。
 - 放課後児童クラブについて、とくに夏期休暇の朝等、例えば8時30分前に一時的に開館するまで待ってられるように何らかの方法を考えて頂きたい。
 - 放課後児童クラブの職員資格については、児童の遊びを指導する者としたことを基本としつつ、児童の生活の支援を行う者とした規定とそのための研修の充実が必要。
 - 放課後児童クラブについては一クラスに保育士の資格を持った職員と補助が二名配置することが望ましい。
- (事務局説明概要) 一時預かり保育事業について「地域密着Ⅱ型については、保育従事者(保育士又は家庭的保育者の基礎研修程度を受講した者)による対応への移行を前提に、経過措置として当分の間は引き続き既に市町村が実施した研修を受講・修了した者によっても事業実施を可能」とする。一時預かり事業について第二種社会福祉事業になる。延長保育事業の訪問型とファミサポとの関係については、居宅訪問型の延長保育については児童の自宅で行う等ことで考えている。各事業の特性、従事者についての研修も考慮しながら様々な形態を視野に入れて地方自治体が選択し広げていくことで考えている。事業所内保育について、複数の企業が連携して行うことも給付の対象として想定される。より詳細な運用についても今後そうした点を含めてお示しさせて頂きたい。
- 居宅訪問型保育事業の夜間勤務への対応については労働基準所管部局といま議論をしているところ。一時預かり、延長保育事業等余った場合の変換については、一般的なルールになっているのでご理解頂きたい。
- ・ 放課後児童クラブについて頂いたご意見については専門部会にご報告していきたい。

(3) 公定価格について(個別論点を中心に)

事務局より資料3-1「公定価格について(個別論点を中心に)」、3-2「利用者負担について」説明がなされた。

- ◇ なお、以降の日程については、12月11日(水)13時半～16時半 子ども・子育て会議基準検討部会(第9回)予定であることが説明された。また以降、12月26日(水)13時半～16時半、子ども・子育て会議(第9回)および基準検討部会(第10回)合同開催の予定であることが説明された。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp